

柳澤会計だより

発行人 税理士 柳澤



柳澤会計事務所
〒334-0074
埼玉県川口市江戸3-32-7
電話 048(2885)0121
E-mail aykaikei@bsc.aircom.ne.jp

ご連絡はこちらまで

【事務所から】

会計だよりの発行が遅くなり、皆様には税制改正のご案内が滞っておりますことを謝罪申し上げます。

【税制改正】

〈印紙税法〉

「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていましたが、四月一日以降に作成されるものについては、受取金額が五万円未満のものについて非課税とされる」ととなりました。

印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となつた文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

この五万円は消費税を控除して判定することができません。その際は必ず、領収証の但書等の場所に、「内消費税〇〇円」等の記載が無いと消費税を込みで判定することとなります。

相殺も同様にお考え下さい。

〈交際費課税〉

一、概要

※ 資本金一億円超の法人の飲食のための支出(いわゆる社内接待費は除く)の50%相当額が損金算入可能になりました。

※ 中小法人については、飲食費の50%相当額の損金算入が定額控除額八百万円までの支出での損金算入かの有利な選択が可能になりました。

※ 一人当たりの支出額が五千円以下である飲食費で一定のものは損金の額に算入が可能です。ただし、専ら自社の役員、従業員等に対する接待のために支出する、いわゆる社内接待費は除かれます。

二、適用期間
平成二六年四月一日から平成二八年三月三十一日までに開始する事業年度において適用されます。

〈法人税関係〉

一、中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の延長

取得価額三十万円未満の減価償却資産につき全額損金算入を認める制度の適用期限が、二年間延長され、平成二八年三月三十一日までとなりました。

〈その他〉

一、ゴルフ会員権の譲渡

四月一日以降に行ったゴルフ会員権の譲渡損失は他の所得と損益通算できなくなりました。但し、譲渡益が出た場合は、総合課税の譲渡所得として給与所得等の合算して課税されます(五十万円の特別控除はありません)。

二、給与所得控除

給与所得控除(給与所得者の概算経費)の上限額が次の通り変わります。

*平成二十八年分：二〇〇万円

(給与収入一、二〇〇万円超)

*平成二十九年分：二二〇万円

(給与収入一、〇〇〇万円超)

三、居住用財産の買換え等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限が平成二七年二月三十一日まで二年間延長されました。

四、NISA

同非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得について、非課税口座に非課税管理勘定を設けた年の一月一日以後五年間課税しません。

五、平成二六年以降、個人の白色申告者について、記帳義務及び記録保存義務が課されました。

五、住宅ローン控除の年末残高の限度額

消費税5%による取得の場合は普通住宅二千万円(認定住宅三千万円)

消費税8%による取得の場合は普通住宅四千万円(認定住宅五千万円)

【二報告】

昨年八月十五日に関東経済産業局の経営革新等支援機関の認定を頂きました。

これは、経営革新に取り組む中小企業を、資金調達、税制、販路開拓等で支援する目的で設置されました。報告方々ご利用頂きたくお願い申し上げます。

【後記】

写真は長崎県の「軍艦島」です。

明治二三年、三菱が島全体と鉱区の権利を買い取り本格的な海底炭鉱として操業が開始され、八幡製作所に製鉄用原料炭を供給する島として、国家の手厚い保護を受け、明治期には中央の岩盤上に三、四階建ての木造住宅が数棟あり、作業場、公共施設、七階建小中学校、映画館や娯楽場、病院等があり、一九七四年に正式に閉山するまでの間、日本の経済の発展に寄与してきました。

ユネスコから世界遺産として登録の話も出ていますが、一方で中国や韓国からの強制労働の暗部があり、私達日本人が「負の遺産」を語り継いでゆくことも必要なのではないでしょうか。